

議案第34号

小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例

小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例

小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表傷病補償年金の項及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考									
<p>付 則 (他の法令による給付との調整) 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1101 1220 1366 2112"> <tr> <td>傷病補償年金</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>0.8</td> <td>8</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> </table>	傷病補償年金	省略	金	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>0.8</td> <td>8</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<table border="1"> <tr> <td>0.8</td> <td>8</td> </tr> </table>	0.8	8		省略	
傷病補償年金	省略										
金	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>0.8</td> <td>8</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<table border="1"> <tr> <td>0.8</td> <td>8</td> </tr> </table>	0.8	8						
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<table border="1"> <tr> <td>0.8</td> <td>8</td> </tr> </table>	0.8	8								
0.8	8										
	省略										
<p>付 則 (他の法令による給付との調整) 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1101 150 1366 1220"> <tr> <td>傷病補償年金</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>0.8</td> <td>6</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> </table>	傷病補償年金	省略	金	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>0.8</td> <td>6</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<table border="1"> <tr> <td>0.8</td> <td>6</td> </tr> </table>	0.8	6		省略	<p>調整率の改正</p>
傷病補償年金	省略										
金	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>0.8</td> <td>6</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<table border="1"> <tr> <td>0.8</td> <td>6</td> </tr> </table>	0.8	6						
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<table border="1"> <tr> <td>0.8</td> <td>6</td> </tr> </table>	0.8	6								
0.8	6										
	省略										

省略

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給されず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

省略	
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 88
省略	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

省略

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給されず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

省略	
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 86
省略	

調整率の
改正